

用途判定新旧対照表(6) 項口

旧(6) 項口		新(6) 項口
1. 老人短期入所施設		1. 老人短期入所施設
2. 養護老人ホーム		2. 養護老人ホーム
3. 特別養護老人ホーム		3. 特別養護老人ホーム
4. 有料老人ホーム ※1		4. 軽費老人ホーム ※1
5. 介護老人保健施設		5. 有料老人ホーム ※1
6. 救護施設		6. 介護老人保健施設
7. 乳児院		(1) 7. 老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設
8. 障害児入所施設	⇒	8. 老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設 ※1
9. 障害者支援施設 ※2		9. 老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型共同生活援助を行う施設（いわゆる認知症高齢者グループホーム）
10. 老人福祉法に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設（いわゆる認知症高齢者グループホーム）		10. その他これらに類するもの ※1
11. 障害者自立支援法に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設（いわゆる障害者ケアホーム）※2		(2) 救護施設
		(3) 乳児院
		(4) 障害児入所施設
		(5) 1. 障害者支援施設 ※2
		2. 障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（いわゆる障害者グループホーム） ※2

※1 避難が困難な要介護者（要介護状態区分3以上の者）の割合が施設全体の定員の半数以上入居（宿泊）させる施設

※2 障害支援区分が4以上の者が概ね8割を超える施設

用途判定新旧対照表（6）項ハ

旧（6）項ハ		新（6）項ハ
1.老人デイサービスセンター		1. 老人デイサービスセンター
2.軽費老人ホーム		2. 軽費老人ホーム ※1を除く。
3.老人福祉センター		3. 老人福祉センター
4.老人介護支援センター		4. 老人介護支援センター
5.有料老人ホーム ※1を除く。		5. 有料老人ホーム ※1を除く。
6.更正施設		(1) 6. 老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設
7.助産施設		7. 老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設 ※1を除く。
8.保育所（保育園）		8. その他これらに類するもの ※1を除く。
9.児童養護施設		(2) 更正施設
10.児童発達支援センター		(3) 1. 助産施設
11.情緒障害児短期治療施設		2. 保育所（保育園）
12.児童自立支援施設		3. 児童養護施設
13.児童家庭支援センター		4. 児童自立支援施設
14.身体障害者福祉センター		5. 児童家庭支援センター
15.障害者支援施設 ※2を除く。		6. 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業又は同条第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設
16.地域活動支援センター		7. その他これらに類するもの
17.福祉ホーム		(4) 1. 児童発達支援センター
18.老人福祉法に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設		2. 情緒障害児短期治療施設
19.障害者自立支援法に規定する生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設		3. 児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設
20.児童福祉法第6条の2第2項若しくは第4項に規定する児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）		(5) 1. 身体障害者福祉センター
		2. 障害者支援施設 ※2を除く。
		3. 地域活動支援センター
		4. 福祉ホーム
		5. 障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所（※2を除く。）、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（※2を除く。）

※1 避難が困難な要介護者（要介護状態区分3以上の者）の割合が施設全体の定員の半数以上入居（宿泊）させる施設

※2 障害支援区分が4以上の者が概ね8割を超える施設